

下関市外国人介護人材確保支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下関市内の介護保険サービス事業所に介護職員等として就業するための転入旅費、引越費用及び借家、アパート、社宅、共同宿舍その他の住宅（以下単に「住宅」という。）に係る家賃の一部を補助することにより、労働力人口の減少と高齢化の進行により不足している介護人材を確保し、もって高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に向けた取組を行うことを目的として、下関市外国人介護人材確保支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護保険サービス事業所 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業所をいう。
- (2) 介護職員等 介護保険サービス事業所に勤務し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に関する業務に直接的に従事する、人員基準上の介護職員、介護従業者、訪問介護員、機能訓練指導員、サービス提供責任者、計画作成担当者、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び介護支援専門員をいう。
- (3) 外国人 日本の国籍を有しない者であって、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の2に規定する在留資格（以下「在留資格」という。）を有するもののうち、当該在留資格が次のいずれかに該当するものその他市長が適当と認めるもの（同法別表第1のそれぞれの表の上欄に掲げる在留資格を有するものに限る。）をいう。

ア 介護

イ 特定技能（出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に掲げる第1号の区分で、かつ、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年3月15日法務省令第6号）で定める産業上の分野等が介護分野の場合に限る。）

ウ 技能実習（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第8条第1項に規定する技能実習の実施に関する計画（技能実習の内容が介護に関するものに限る。）の認定を受けた場合に限る。）

エ 特定活動（出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動が、介護福祉士又は介護福祉士候補者として従事する場合に限る。）

（4）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

（5）暴力団員 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、第6条に規定する補助金の交付申請日において、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

（1）健康保険の適用事業所である本市の介護保険サービス事業所に介護職員等として雇用されている外国人で、当該健康保険の被保険者であること。

（2）介護保険サービス事業所において就業を開始した日（以下「就業開始日」という。）から1年以上継続して雇用される見込みがあること。

（3）就業開始日の2月前の日から就業開始日までの間に、本市に転入し、現に本市に住民票を有する者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者とししない。

（1）過去にこの補助金の交付を受けた者

（2）他の類似の助成制度を利用した者又は利用する予定である者

（3）転勤、出向等の理由により本市に転入した者

（4）介護職員等以外の職種を兼務している者

（5）暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者（補助対象者の住民票上の同一世帯員が該当する場合も含む。）

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が支払った次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

（1）転入旅費等 補助対象者及び補助対象者と同時に本市へ転入する住民票上の同一世帯員の転居先までの移動及び転居のための事前準備に係る交通費をいい、次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定めるところによる。ただし、転居のための事前準備に係る交通費については、転入日の2月前の日から転入日までの間で、1往復に限り補助対象経費とする。

ア 鉄道、船舶、航空機又は乗合自動車（以下「各交通機関」という。）

）を利用した場合 転居前の住所地の最寄りの駅等（各交通機関の乗降場をいう。以下この号において同じ。）から転居後の住所地の最寄

りの駅等までの各交通機関の運賃の合計額とする。ただし、小児運賃については、転居の際における年齢に従い、各交通機関の規定によるものとする。

イ 私有車を利用した場合 転居前の住所地から転居後の住所地までの最短距離（１キロメートル未満は切り捨てる。）に、１キロメートル当たり２０円を乗じた額とする。ただし、有料道路を通行した場合は、その実費を加算した額とする。

（２）引越費用 家財道具の運搬のために利用した引越業者等に支払った費用、車両等の借上料、車両等の燃料費又は有料道路の料金

（３）住宅に係る家賃 補助対象者が本市に居住するため、補助対象者又は補助対象者と同時に本市へ転入する住民票上の同一世帯員が賃借した住宅に係る家賃１か月分の額とする。ただし、権利金、敷金、礼金、保証金その他これらに類するもの、共益費、光熱水費、駐車場使用料及び自治会費は除く。

（補助金の額）

第５条 補助金の額は、前条各号に掲げる経費の合計額とし、１５万円を限度とする。ただし、同条第１号に掲げる経費の算定に当たっては、最も経済的な通常の経路及び方法により市が算定した額と、補助対象者が申請した額のいずれか低い額とする。

（補助金の交付申請）

第６条 補助金の交付を受けようとする者は、就業開始日が属する年度の３月３１日までに、下関市外国人介護人材確保支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長がその添付の必要がないと認める書類については、これを省略させることができる。

（１）補助対象経費の明細書（様式第２号）

（２）補助対象経費の支払を証する書類の写し

（３）住民票の写し（世帯全員のもので、補助金の交付申請日から２月以内に交付され、本市への転入日及び在留資格が確認できるもの）

（４）就業証明書（様式第３号）

（５）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第７条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。

（決定の通知）

第８条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、下関市外国人介護人材確保支援事業補助金交付決定通知書（様式第４号）により、当

該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

- 2 市長は、前条の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、下関市外国人介護人材確保支援事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。
（補助金の請求）

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、下関市外国人介護人材確保支援事業補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助対象者に当該請求額を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）この要綱に違反したとき。

（3）その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助対象者に対し期限を定めてその返還を命ずる。

- 3 第1項の規定による取消しの通知は、下関市外国人介護人材確保支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により行うものとする。

- 4 第2項の規定による返還の命令は、下関市外国人介護人材確保支援事業補助金返還命令書（様式第8号）により行うものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和8年度以前の予算に係る補助金（同年度の予算で翌年度に繰り越したものに係る補助金を含む。）の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

附 則（令和4年4月1日施行）

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の下関市介護人材確保支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に下関市内の介護保険サービス事業所において介護職員等として就業を開始した者について適用し、施行日前に下関市内の介護保険サービス事業所において介護職員等として就業を開始した者については、なお従前の例による。

附 則（令和5年4月1日施行）

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の下関市外国人介護人材確保支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に下関市内の介護保険サービス事業所において介護職員等として就業を開始した者について適用し、施行日前に下関市内の介護保険サービス事業所において介護職員等として就業を開始した者については、なお従前の例による。

附 則（令和6年4月1日施行）

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和6年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の下関市外国人介護人材確保支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に下関市内の介護保険サービス事業所において介護職員等として就業を開始した者について適用し、施行日前に下関市内の介護保険サービス事業所において介護職員等として就業を開始した者については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月21日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式第1号による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

下関市外国人介護人材確保支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）下関市長

申請者 住 所 下関市
ふりがな
氏 名
電話番号

下関市介護人材確保支援事業補助金の交付を受けたいので、下関市介護人材確保支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり申請します。

補 助 対 象 経 費 の 額	転入旅費等	円
	引越費用	円
	家賃	円
補 助 金 交 付 申 請 額	+ + 上限 1 5 万円	円
転 入 の 状 況	（転入前の住所）	都道府県 市区町村
	（転入年月日）	年 月 日
勤 務 す る 事 業 所 の 名 称		
事 業 所 の 所 在 地	下関市	
就 業 年 月 日	年 月 日	
添 付 書 類 （添付書類を確認し、□に チェックを入れてください。）	☐ 補助対象経費の明細書（様式第 2 号） ☐ 補助対象経費の支払を証する書類の写し ☐ 住民票の写し（世帯全員のもので、補助金の交付申請日から 2 月以内に交付され、本市への転入日及び在留資格が確認できるもの） ☐ 就業証明書（様式第 3 号） ☐ その他市長が必要と認める書類	
誓 約 書 ☐ 過去に、この補助金の交付は受けていません。 ☐ 他の類似の助成制度は利用していません。また、利用する予定もありません。 ☐ 転勤、出向等の理由による転入ではありません。 ☐ 介護職員等以外の職種との兼務はしていません。 ☐ 私及び私の住民票上の同一世帯員は、暴力団員ではありません。また、暴力団及び暴力団員と密接な関係は有していません。 年 月 日 以上のことについて、誓約いたします。 本誓約書の内容に虚偽や不正があった場合は、補助金を返還いたします。 申請者 氏名（自署）		

補助対象経費の明細書

年 月 日

（宛先）下関市長

申請者 住 所 下関市

氏 名

補助対象経費の明細

転 入 旅 費 等		市記載欄
●利用した交通手段（利用したものにチェックを入れてください。） ☐ 鉄道 ☐ 船舶 ☐ 航空機 ☐ 乗合自動車 ☐ 私有車（ 有料道路利用区間 ~ ） ☐ その他（ ） ●移動経路（交通手段、距離、金額等） ●転入した人数（ 人 ） うち、12歳未満の人数（ 人 ） ●転居のための事前準備に係る交通費の支出 ☐ 有 ☐ 無 有の場合 事前準備を行った日 年 月 日 人数（ 人 ） うち、12歳未満の人数（ 人 ） 移動経路 ☐ 上記と同じ ☐		
申請金額	円	

（注）交付額は、最も経済的な通常の経路及び方法により市が算定した額と、上記申請金額のいずれか低い額となります。

（注） 印欄は記入しない。

引 越 費 用		市記載欄
引越業者等に支払った費用	円	
車両等の借上料	円	
車両等の燃料費	円	
有料道路料金	円	
合 計	円	

（注） 印欄は記入しない。

住宅の賃貸借契約に係る家賃（月額）	市記載欄
円	

（注） 印欄は記入しない。

就 業 証 明 書

就 業 者 氏 名	
就 業 者 住 所	
雇 用 開 始 年 月 日	年 月 日
事業所の名称及び所在地	
職 種 ・ 雇 用 形 態	
雇 用 期 間 の 定 め	有 （ 年 月 日まで ） ・ 無 雇用契約の更新による 1 年以上の雇用見込 有 ・ 無
健 康 保 険	有 （ 年 月 日資格取得 ） ・ 無
介護職員等以外の職種 と の 兼 務 の 有 無	有 （ ） ・ 無
そ の 他	
（宛先）下関市長 上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 雇用主 所 在 地 法 人 名 代表者の職及び氏名 電話番号 印	

下関市外国人介護人材確保支援事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

下関市長

印

年 月 日付けで申請のあった補助金については、下関市外国人介護人材確保支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 交付の条件

(1) 補助金交付の要件及びその内容は、年 月 日付け下関市外国人介護人材確保支援事業補助金交付申請書のとおりであること。

3 その他

- (1) 下関市外国人介護人材確保支援事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (2) 上記2の条件及び前号の定めに違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

下関市外国人介護人材確保支援事業補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

下関市長

印

年 月 日付けで申請のあった補助金については、下関市外国人
介護人材確保支援事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により、下記の理由に
より交付しないことに決定したので通知します。

記

理 由

下関市外国人介護人材確保支援事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）下関市長

請求者 住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた下関市外国人
介護人材確保支援事業補助金について、下関市外国人介護人材確保支援事業補助
金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付請求額 金 円

2 振込先

金 融 機 関 名	銀 行 信用金庫 協同組合	支 店 出 張 所
預 金 種 別	普 通 ・ （ ）	
口 座 番 号		
(フリガナ)		
口座名義人		

下関市外国人介護人材確保支援事業補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

下関市長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定しました下関市外国人介護人材確保支援事業補助金については、下関市外国人介護人材確保支援事業補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定により、交付の決定の（全部・一部）を取り消したので、次のとおり通知します。

補 助 年 度	年度
既 交 付 決 定 額	円
取 消 額	円
取消し後の交付決定額	円
取 消 し の 理 由	

下関市外国人介護人材確保支援事業補助金返還命令書

第 号
年 月 日

様

下関市長 印

年 月 日付け 第 号で交付の決定を取り消した下関市外国人介護人材確保支援事業補助金について、下関市外国人介護人材確保支援事業補助金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定により、次のとおり補助金の返還を命じます。

補 助 年 度	年度
既 交 付 額	円
返 還 命 令 額	円
返 還 期 限	年 月 日
返 還 の 理 由	